

令和8年2月4日  
土木部豪雨対策・下水道整備課

### 止水板設置等助成事業の実施について

#### 1 主旨

近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨への対策は急務であり、世田谷区は東京都と協力し流域対策をはじめとする豪雨対策の強化を図っている。しかし、令和7年7月10日、9月11日に発生した大雨では、記録的短時間大雨情報が発表され、区内では1時間当たり最大100ミリに迫る雨が降り、複数箇所で床上・床下浸水が発生している。これは、下水道が処理しきれない雨水が道路に溢れ、道路から民地に雨水が流れ込むことで発生している浸水被害である。また、ハザードマップの浸水想定区域に入っておらず、これまで被害がなかった地域においても浸水が増えている。さらに、今後の気候変動に伴い、世界平均気温は2050年頃には1.5～2.0℃上昇するとされ、降雨量の増加、台風の強大化等が想定され、今後の浸水被害の拡大が懸念される。

区ではこれまで、土のうステーションを設置し、区民に土のうを無償提供することで自助の促進を図っているが、近年の降雨は局地的・突発的に大量の雨を降らせる傾向が見られ、土のうの準備が間に合わないため、さらなる自助の促進が必要である。

については、大雨に伴う浸水被害の軽減に向けた自助の取組みを一層支援するため、住宅、事業所等における止水板設置費用の一部に対する助成事業を実施する。

#### 2 内容

##### (1) 助成対象者

世田谷区内で止水板の設置を行う住宅、事務所等の所有者又は使用者

##### (2) 助成対象

- ①止水板設置工事及び関連工事に係る工事費用
- ②簡易型止水板の購入費用

※令和7年7月10日以降から本助成要綱制定までに設置または購入した止水板も対象とする。

##### (3) 用語の定義

###### ①止水板

建築物への浸水を防止することを目的としてその出入口等に設置するもので、次の要件に該当するものをいう。

ア 浸水に耐えうる材質で、JIS規格(JIS A 4716)で定められた浸水防止性

能に準じた性能を有すること

イ 取り外し又は移動が可能であること

ウ 繰り返しの使用が可能であること

②関連工事

止水効果を高めるために行う工事であって、次に掲げるものをいう。

ア 内外壁の止水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ 区長が必要と認める工事

③簡易型止水板

工事を伴わずに設置をすることができる止水板をいう。

(4) 助成額

①止水板設置工事及び関連工事に係る工事費用

	助成率	限度額
個人	4／5	100万円
法人	3／5	100万円

②簡易型止水板の購入費用

	助成率	限度額
個人	4／5	16万円
法人	3／5	16万円

(5) 助成対象外

- ・住民税、法人税等を滞納している者
- ・法令又は条例により、止水板の設置を義務付けられている者
- ・止水板の設置について、国、東京都又は世田谷区からこの制度以外の補助を受ける者
- ・本助成金の交付を受けて止水板を設置した同一の建築物等に再度止水板の設置を行う者
- ・国、地方団体その他これに準ずる団体
- ・売買を目的とした建築物等に止水板を設置する不動産業者や建築業者等
- ・暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する団体又はこれに準ずる者

3 所要経費（令和8年度）

(1) 歳出

- ・負担金補助及交付金 36,200千円

①止水板設置工事及び関連工事に係る工事費用

500千円×50件=25,000千円

②簡易型止水板の購入費用

160千円×70件=11,200千円

## (2) 歳入（予定）

・都支出金 11,313千円

流域対策等強化・推進事業補助金（東京都都市整備局）

補 助 率：区市町村負担額の1／2

補助上限額：50万円または総工事費の1／4以内

実施期間：令和7年度～令和10年度（予定）

※令和7年12月に既存補助事業に止水板設置補助事業が追加された

・災害対策基金繰入金 24,887千円（歳出から都支出金を除いた額）

## 4 周知方法

(1) 世田谷区ホームページ

(2) 区のおしらせ「せたがや」

(3) 世田谷区公式X

(4) 案内用チラシ

## 5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 3月 予算議決後から事業周知

4月 助成事業の開始

## 止水板助成制度(他区市助成率等)

自治体名	止水板設置工事				止水板購入				備考		
	個人		法人		個人		法人				
	住民登録	その他の個人	区内に法人登記	その他の法人	住民登録	その他の個人	区内に法人登記	その他の法人			
世田谷区	4/5 100万円		3/5 100万円		4/5 16万円		3/5 16万円		R7.7.10以降の設置が対象 住民登録等に関わらず助成		
品川区	3/4 100万円	3/4 50万円	1/2 100万円	1/2 50万円	—						
〃(見直し)	4/5 100万円	4/5 50万円	3/5 150万円	3/5 75万円	同左				令和8年度までの期限付き		
目黒区	3/4 100万円	3/4 50万円	3/4 100万円	3/4 50万円	—						
〃(見直し)	9/10 100万円	9/10 50万円	3/4 150万円	3/4 75万円	—				R7.7.10以降の設置が対象 プレスリリース済み		
大田区	4/5 100万円	4/5 50万円	3/5 150万円		4/5 25万円	3/5 20万円		R7.12.8施行 浸水履歴、浸水の恐れがある地域に限る			
杉並区	1/2 50万円		—		—						
北区	1/2 50万円	—	1/2 50万円	—	—						
荒川区	1/2 150万円				同左						
板橋区	1/2 50万円	—	1/2 50万円	—	—						
足立区	1/2 50万円	—	1/2 50万円	—	—						
三鷹市	1/2 50万円	—	—	—	—						
調布市	1/2(浸水履歴、浸水恐れ) 20万円				同左				浸水履歴、浸水の恐れがある地域に限る		
狛江市	1/2(浸水履歴、浸水恐れ) 20万円+20万円 止水板設置+関連工事				同左				浸水履歴、浸水の恐れがある地域に限る		
港区	—				止水パネル(1セット5枚)の価格66,000円のうち、 36,000円を区が負担				防災用品あっせん		